

令和7年度「知財を企業の強みに！「稼ぐ力」向上プロジェクト」
(知財経営伴走支援・支援人材育成事業)
若手支援人材公募要領

知財を企業の強みに！「稼ぐ力」向上プロジェクト
経済産業省関東経済産業局
(受託事業者：有限責任監査法人トーマツ)

1. 知財を企業の強みに！「稼ぐ力」向上プロジェクト

(1) 目的

このプロジェクトの目的は、
中小企業や中堅企業の皆様が、**自社の強みを知的財産や無形資産**として認識し、高め、
ビジネスで成功を収めることです。

本事業では、中小企業・中堅企業が自社の強みを知的財産や無形資産として認識し高め、経営を成功に導く「知財経営」を推進するため、企業に対し、複数の専門家による知財経営支援（知財経営コンサルティング）を行います。

中小企業 については事業承継支援を実施します。具体的には、一見売上に直結しないように見える自社や現社長の知的財産・無形資産ですが、暗黙知とも言われる可視化しづらい財産の一種であり、企業経営に欠かせないものです。本事業では、この知的財産・無形資産を後継者に承継するための助言等を行い、新たな経営体制でスタートを切れるような支援を行います。

中堅企業 については知財戦略の策定、新事業・協業先の検討、知財部門の組織体制整備や強化に関する支援を実施します。

自社の強みを知的財産・無形資産として”見える化”し、磨き上げ、新たな価値創出を目指す中小企業や、経営戦略を踏まえた知財経営を目指す中堅企業を支援し、地域企業の稼ぐ力の向上を図ります。本事業を通じて、地域企業の稼ぐ力を向上させることで、地域経済の活性化・持続的成長を実現することを目指します。

(2) 対象

- 下記の条件を満たす若手支援人材を募集します。
 - 関東経済産業局管内（茨城県・栃木県・群馬県・埼玉県・千葉県・東京都・神奈川県・新潟県・山梨県・長野県・静岡県）が主な活動地域であること。

- ▶ 地域の中小企業¹、中堅企業²支援に取り組む意思のある専門家であり、事業終了後も企業支援のために活動できること。
- ▶ 弁理士、弁護士、中小企業診断士等の専門資格を有し、あるいは、ブランディング、マーケティング専門家、経営指導員等として通常業務として活動するなど、本事業参画後に経営支援可能な専門性や環境を有していること。
- ▶ 資格取得後5年程度以内であること。（ブランディング、マーケティング専門家、経営指導員等である場合には、業務開始後5年程度以内である）

(3) 育成プログラムの概要

本事業の支援人材育成プログラムは①事前研修（座学講義）と②伴走支援への同席（現場実習）から構成されています。なお、「②伴走支援への同席（現場実習）」にご参加いただく人数は8名程度を予定しているため、応募人数によっては「①事前研修（座学講義）」にのみご参加いただき、「②伴走支援への同席（現場実習）」にご参加いただけない可能性がございますことを予めご了承ください。

● 事前研修（座学講義）

知財経営支援にあらかじめ備えておくべき分野について、座学講義をご受講いただきます。講義の提供方法としては、オンデマンドの動画配信形式を想定しています。

- ▶ 講義の所要時間：3時間程度（1コマ当たり60分程度）の予定です。
- ▶ 講義内容：事業説明や知財経営支援スキル取得に向けた内容や知財経営専門家としての心構えに係る講義をご受講いただきます。
- ▶ 知財経営支援に関わる内容としては、「中小・中堅企業支援における心構え」、「事業承継における無形資産の承継の現状と課題」、「中堅企業に求められる知財支援」を想定しています。

● 伴走支援への同席（現場実習）

- ▶ 支援企業了解のもと、伴走支援の場へ専門家の一員としてご同席いただきます。
- ▶ 現場支援実習は、中小企業、中堅企業に対して実施されます。
- ▶ ご同席いただく企業は、支援企業の課題と経験豊富な専門家との組み合わせなどを考慮した上で決定します。
- ▶ 経験豊富な専門家の補佐、課題や支援ニーズの深堀が主な活動内容ですが、ご自身の専門分野

¹ 本事業の「中小企業」とは、中小企業基本法（昭和 38 年法律第 154 号）第 2 条に規定する中小企業者。ただし、次のいずれかに該当する者は除く。

①発行済株式の総数又は出資価格の総額の 2 分の 1 以上を同一の大企業が所有している中小企業者

②発行済株式の総数又は出資価格の総額の 3 分の 2 以上を大企業が所有している中小企業者

③大企業の役員又は職員を兼ねている者が、役員総数の 2 分の 1 以上を占めている中小企業者

（注）大企業とは、中小企業基本法に規定する中小企業者以外の者であって、事業を営む者をいう。ただし、以下に該当する者については、大企業として取り扱わないものとする。

・中小企業投資育成株式会社法（昭和 38 年法律第 101 号）に規定する中小企業投資育成株式会社

・投資事業有限責任組合契約に関する法律（平成 10 年法律第 90 号）に規定する投資事業有限責任組合

² 本事業の「中堅企業」とは、常用従業員数 2,000 人以下の会社等（中小企業者を除く）とする。

に関しては、専門家として支援を実行いただきます。

- ▶ 各支援後に、支援を行った専門家と支援に関するフィードバックの機会を設ける予定です。

(4) 伴走支援の実施形態

- 原則、支援専門家（2名程度）・若手支援人材（1名程度）・INPIT（1名程度）・関東経済産業局（1～2名程度）・事務局（1名程度）等の体制で実施することを想定しています。
- 対面で実施する場合と、オンラインで実施する場合の双方が想定されます。

(5) 伴走支援の概要

- 期間は、原則 2025 年 9 月後半～1 月末（約 4 か月間）までの予定です。
- 6 回程度を基本プロセスとして実施します。 ※各回2～3時間程度。
- 中堅企業（IPランドスケープを実施する企業）に対する伴走支援では、若手専門家の同席は予定しておりません

【企業群ごとの支援概要】

企業群ごとの支援内容と支援回数は下記のとおりです。

- 事業承継検討・実行中の中小企業

支援対象となる 中小企業について	<ul style="list-style-type: none"> ● 事業承継にあたり、継承すべき知的財産・無形資産の棚卸・強みの見える化、強化等の引継ぎ支援が必要な企業。 ● 後継者による事業再構築や新事業展開等に支援が必要な企業。 ● 金融機関や商工会議所等、地域支援機関の同席が可能な企業。 ● 原則、現経営者と後継者がともに本事業に参加できる企業。
支援対象となる 課題（例）	<ul style="list-style-type: none"> ● 事業承継をそろそろ進める必要があるが、知的財産・無形資産についてどう手をつければ良いか分からない。 ● 先代から受け継いだ自社の強みをさらに発展させていきたい。
主な支援内容	<ul style="list-style-type: none"> ● 引継ぐべき現社長の重要な無形資産を具体化します。 ● 上記の無形資産を起点に後継者の新たな経営の方向性を描きます。
支援回数	6 回

- 中堅企業または成長意欲の高い中小企業

支援対象となる 中堅企業について	<ul style="list-style-type: none"> ● 更なる成長へ向けて知財戦略の策定や知財組織体制整備、新事業の検討、協業先の探索などに取り組む技術・開発力の高い企業。 ● 知財部署のみではなく、経営層の本事業への理解及び一定程度の参加が可能な企業。 ● 中堅企業（IPランドスケープ支援）は、戦略的に活用できる優れた知的財産権を有する企業。
支援対象となる 課題（例）	<ul style="list-style-type: none"> ● 事業戦略に知財視点の事項を入れ込みたい。 ● コア技術を特定することで、自社の強みを生かせる新たな市場を特定したい。

	<ul style="list-style-type: none"> ● 知財情報を活用して、新事業展開を効果的・効率的に進めたい。 ● 知財情報を基に、自社にはない技術を要する連携先を発掘したい。 ● 知財部門の機能及び知財部門と他部門との連携を強化したい。
主な支援内容	<ul style="list-style-type: none"> ● コア技術や類似技術に関する特許情報の収集、強みを生かせる新規市場の探索や連携先企業の探索への支援。 ● IPランドスケープによる新事業展開戦略の立案支援。
支援回数	IPランドスケープを用いる場合は7回、それ以外は6回

(6) 費用

- 参加にあたって、費用の支払いはございません（無料）。
- 伴走支援への参加に係る交通費および謝金をお支払いします。
- 謝金は、派遣1時間につき11,000円（消費税込み）で、移動時間は含まれません。
- 旅費交通費は実費にてお支払いします。
- 謝金及び交通費は事務局で定めたタイミングにて、まとめてお振込みいたします。
※個人あてのお振込みの場合は源泉徴収後の金額をお振込みいたします。
- 在来線を除いた旅費交通費の精算は領収書にて行いますので、ご提出をお願いいたします。
※新幹線の場合は普通車指定席、航空機の場合は普通席をご利用ください。

(7) 事例集

- 本事業終了後に、事例集を作成する予定です。
- 当該事例集作成にあたり、育成プログラムに参画することで得た学び等のご共有をお願いする場合がございます。
- 事例集には支援企業の機密情報などを除く取組の概要や成果を掲載する予定です。

(8) 若手支援人材同士の交流会開催について

- 本事業に参画された若手支援人材の皆様を対象に、成果報告会とは別途、交流会を実施する場合がございます。
- 知財経営を推進する方々のコミュニティ構築を目的としておりますので、実施の場合は是非ご参加いただけますと幸いです。

(9) 成果報告会・交流会

- 2026年2月頃に、本事業全体の成果報告会・交流会を開催する予定です。
- 当該成果報告会での報告・発表等を事務局からお願いさせていただく可能性があるため、ご協力をお願いいたします。

- 成果報告会・交流会には、発表者でない場合にも若手支援人材の皆様には可能な限りご参加いただく予定です。

2. 募集について

(1) 募集概要

対象	地域の中小企業・中堅企業支援に意欲がある若手支援人材 弁理士、弁護士、中小企業診断士等の専門資格を有し、事業終了後も知財経営支援に携わる意思のある若手支援人材 (具体的な内容は「1. 知財を企業の強みに！「稼ぐ力」向上プロジェクト (2) 対象」をご確認下さい。)
募集期間	2025年8月1日(金)～2025年8月25日(月)

(2) 応募要件

- 「1. 知財を企業の強みに！「稼ぐ力」向上プロジェクト (2) 対象」に記載した若手支援人材の定義に該当すること。
- 本事業実施期間中または終了後に、アンケート調査やヒアリング調査への協力が可能であること。
- 応募用紙に記載された内容等について、事務局からの問い合わせ・個別面談依頼等に対応できること。
- 事業期間内において、3～4時間程度の事前研修に参加し、6回程度の伴走支援に同席できること。
(6回の伴走支援に加え、別途任意の会議が発生する可能性があります。)
- 伴走支援に同席したことで得られた成果について、(7) で記載する事例集への作成協力及び事例集の公表を了承できること。(事例集には機密情報や不開示としたい個人情報などを除く取組の概要や成果を掲載する予定です)
- (9) で記載する成果報告会について、事務局から依頼のあった場合に参加・発表等を行うことに了承できること。
- 秘密保持契約書を締結する旨の求めがあった場合に、対応できること。
- その他、本応募要領に記載されている内容について了承できること。
- なお、過去に本事業に参加経験のある方も応募可能です。
- 次のいずれにも該当しない者であること。
 - 所属する法人等(個人、法人又は団体をいう。)が、暴力団(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。)であるとき又は当該法人等の役員等(個人である場合はその者、法人である場合は役員又は支店若しくは営業所(常時契約を締結する事務所をいう。)の代表者、団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。以下同じ。)が、暴力団員(同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。)であるとき。
 - 所属する法人等の役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしているとき。
 - 所属する法人等の役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与しているとき。

- 所属する法人等の役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれと社会的に非難されるべき関係を有しているとき。

(3) 応募方法

応募にあたっては、「4. 個人情報保護」の内容にご同意頂いたうえで、以下の書類を「③提出方法」に記載の宛先まで電子メールにてお送りください。

※審査の過程で、応募内容に関する問い合わせや相談をさせて頂く場合があります。

①提出書類

- 1) 応募申込書（応募書類）・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1部

※提出書類の返却はいたしませんので、ご了承ください。

②提出期限

2025年 8月1日（金）～8月25日（月）

これ以降の提出については、受付できませんのでご了承ください。

③提出方法

以下記載のアドレスに、書類を添付してメールでご提出をお願いいたします。

E-mail: chizaiBP-office@tohmatu.co.jp

※メールの件名に、「知財を企業の強みに！「稼ぐ力」向上プロジェクト」とご記載ください。

3. 応募後の流れについて

- ご応募いただいた方全員に対して、8月下旬頃を目途に事前研修（座学講義）のご案内を事務局よりお送りいたします。
- 伴走支援への同席（現場実習）については、事務局及び関東経済産業局での審議を経て、ご担当企業・ご参加いただく方を9月上中旬に決定いたします。決定結果については、伴走支援への同席（現場実習）参加可否にかかわらず応募いただいた方全員にご連絡いたします。

4. 個人情報保護

提出頂いた個人情報は、受託事業者の「個人情報保護方針」

（[プライバシーポリシー | グループ案内 | デロイト トーマツ グループ | Deloitte](#)）に従って、適切に取扱います。以下にご同意の上、応募申込書にご記入ください。

(1) 個人情報の利用目的

お預かりした個人情報は、「知財を企業の強みに！「稼ぐ力」向上プロジェクト」及びこれに付随する業務を行ううえで必要な範囲においてのみ使用します。また選考書類使用後は受託事業者にて書類を破棄します。採択された方については、本事業に係る業務終了時に書類を破棄します。

(2) 個人情報の共同利用・第三者提供

お預かりした個人情報の共同利用及び第三者提供の予定はありません。

(3) 個人情報の取扱いの委託

利用目的の範囲内において、受託事業者以外の第三者に個人情報の取り扱いを委託することがあります。その場合には、十分な個人情報保護の水準を備える者を選定し、契約等によって個人情報の保護水準を守るよう定め、個人情報を適切に取り扱います。

5. 個人情報保護や応募に関する問い合わせ先

応募に際してのご不明点や個別面談依頼等がございましたら、以下までご連絡をお願いいたします。

令和7年度知財を企業の強みに！「稼ぐ力」向上プロジェクト事務局

(有限責任監査法人トーマツ内)

担当：根本幸大、キムジュン、西田那奈、福井裕明

〒100-8360 東京都千代田区丸の内三丁目2番3号 丸の内二重橋ビルディング

E-mail: chizaiBP-office@tohmatu.co.jp

TEL: 03 - 6213 - 1251 (大代表)

以上